

**【表紙】**

【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成31年3月8日  
【計算期間】 第18特定期間(自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日)  
【発行者（受託者）名称】 みずほ信託銀行株式会社  
【代表者の役職氏名】 取締役社長 飯盛徹夫  
【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
【事務連絡者氏名】 みずほ信託銀行 信託ファンドマネジメント室  
室長 宗近元  
【連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
【電話番号】 03(3278)8111（代表）  
【発行者（委託者）氏名又は名称】 該当事項はありません。  
【代表者の役職氏名】 該当事項はありません。  
【住所又は本店の所在の場所】 該当事項はありません。  
【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。  
【電話番号】 該当事項はありません。  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【提出書類】 募集事項等記載書面  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成31年3月8日  
【発行者（受託者）名称】 みずほ信託銀行株式会社  
【代表者の役職氏名】 取締役社長 飯盛徹夫  
【発行者（委託者）氏名又は名称】 該当事項はありません。  
【代表者の役職氏名】 該当事項はありません。  
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 基準価額型金銭信託(外貨建公社債運用型)  
[愛称：世界の賢人]  
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】 1兆円を上限とします。  
ただし、運用に影響が出るほどお申込みが増えた場合など状況によっては、一時的な募集制限をさせていただくことがあります。  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

## 【証券情報】

### 【内国信託受益権の募集(売出)要項】

#### 1 【内国信託受益権の形態等】

「基準価額型金銭信託(外貨建公社債運用型)」(以下、「当信託」という場合があります)は、記名式の合同運用指定金銭信託受益権です。

金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権として、金融商品取引法上の「第二項有価証券」に該当します。

当信託は格付けは取得していません。

#### 2 【発行(売出)数】

該当事項はありません。

#### 3 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

ただし、運用に影響が出るほどお申込みが増えた場合など状況によっては、一時的な募集制限をさせていただくことがあります。

#### 4 【発行(売出)価格】

申込日の翌営業日の基準価額(1)とします(ただし、当初、当信託において他の信託契約がまだ締結されていない場合(同一日に他の信託契約が締結される場合を含む)は、1口当たり1円とします)。

なお、原則として、午後3時までにお申込みが行われ、かつお申込みの受付に際して、みずほ信託銀行(以下、「当行」または「受託者」という場合があります)所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

海外休日等によりお申込みの受付ができない日があります(2)。また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよび既に受付けたお申込みの受付を取消すことがあります。

(1) 「基準価額」とは、当行が信託財産の時価として計算した合同運用財産の資産総額から負債総額を控除した額(純資産総額)を当該計算を行う日の受益権総口数で除した、受益権1口当たりの純資産価額をいいます(ただし、「基準価額」は、1万口当たりに換算した額で表示します)。

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、「9(2)申込取扱場所」または以下の当行のホームページに掲載のとおりです。

<ホームページ><https://www.mizuho-tb.co.jp/>

(2) お申込み受付日につきましては、当行の本店および国内各支店(出張所を含みます)等までお問い合わせください。

## 5 【給付の内容、時期及び場所】

### (1) 解約について

#### 解約受付

受益者は、別途当行が定める日( )を除き、受益権の全部解約、あるいは口数指定による一部解約を1口単位で請求することができます(ただし、当信託が支払停止や強制終了の状態の他、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは解約に応じないこと、あるいは既に受付済の解約を取消すことがあります)。

なお、原則として、午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ解約のお申込みの受付に際して、当行所定の事務手続が完了したものを当日の解約のお申込みとします。

( ) 受益者からの解約請求の受付を停止している日として別途当行が定める日につきましては、当行の本店および国内各支店(出張所を含みます)等までお問い合わせください。

#### 解約金の計算

解約金は、原則として、解約する受益権の口数(全部解約の場合は受益権の全口数)に解約のお申込み受付日の翌営業日を計算日とする基準価額を乗じて得られる額とし、所定の税金を差し引いた額をお支払いします(解約金にかかる課税上のお取扱いについては後記 をご参照ください)。

なお、解約にあたって、解約手数料その他のご負担いただく費用はありません。

#### 解約金のお支払い

原則として、全部解約あるいは一部解約のお申込み受付日から起算して6営業日目に、ご指定いただいた受取方法(あらかじめご指定いただいた預金口座に入金)に基づきお支払いします。

#### 解約時の利益の課税上のお取扱い( 1 )

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当します。

解約時の基準価額の上昇による利益(解約時の基準価額から受益者毎に計算される平均設定単価( 2 )を差し引いた額(当該額が負の場合はゼロとする)に解約口数を乗じ10,000で除した額とする)については、利子所得として、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、株式投資信託に適用される税制の適用はございません。

( 1 ) 課税上のお取扱いは、平成31年3月8日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

( 2 ) 「平均設定単価」について

「平均設定単価」は、お客さま毎の平均の信託設定価額をいい、原則として、信託設定時の基準価額となります。ただし、保有期間中、当信託を追加でお申込みいただいた場合、その都度平均設定単価の計算(移動平均による再計算)が行われます。

## (2) 収益金について

## 収益金の計算

収益金は、原則として、計算期日(毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日)において計算を行います。

## &lt; 収益金の計算式 &gt;

収益金 = 計算期日における受益権口数 × 収益金単価( ) ÷ 10,000(小数点以下四捨五入)

計算期日における受益権口数は、計算期日に受益者が保有する受益権の口数とし、当該計算期日の2営業日前の日以前に受益者が全部解約あるいは一部解約の請求をした口数は含まないものとします。

( ) 収益金単価とは、受益権1万口当たりの収益金を指し、収益の配分方針に基づいて、計算の都度、当行が決定します(収益の配分方針については、有価証券報告書「第1 信託財産の状況」 - 「3 信託の仕組み」 - (1) 信託の概要 - 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項 - (c) 収益の配分方針についてをご参照ください)。

なお、当信託は実績配当型の金銭信託であり、運用状況等により、収益の分配を見送らせていただくことがあります。

## 収益金のお受取方法

収益金のお受取方法は、信託設定のお申込み時に次の方法をお選びいただけます。お受取方法は、当行の本店および国内各支店(出張所を含みます)等にて所定の方法によりご指定ください(詳しくは当行までお問い合わせください)。なお、一旦お選びいただいた後は変更できません。

## (a) 一般コース

収益金をあらかじめご指定いただいたお客さま名義の預金口座に入金します(当該方法により収益金を受取る方法を「一般コース」といいます)。

収益金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して3営業日目にお支払いします。

## (b) 収益金追加設定コース

収益金を都度追加信託(元本に組入れ)します(当該方法により収益金を受取る方法を「収益金追加設定コース」といいます)。

収益金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額により、決算日の翌営業日に全額を信託金として自動的に追加設定します。

## 収益金の課税上のお取扱い( )

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当し、収益金に対して、利子所得として、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されますので、確定申告する必要はございません。

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、株式投資信託に適用される税制の適用はございません。

当信託は、少額貯蓄非課税制度(「マル優制度」)はご利用になれません。

( ) 課税上のお取扱いは、平成31年3月8日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

## 6 【募集の方法】

当信託は金融商品取引法で定められる一定数(500名)以上の受益者が所有することが見込まれる有価証券として、募集(金融商品取引法第2条第3項第3号)を行っています。

## 7 【申込手数料】

該当事項はありません。

## 8 【申込単位】

当信託は、30万円以上1円単位でお申込みいただけます。  
ご利用いただける方は個人のお客さまです。法人のお客さまはご利用できません。

## 9 【申込期間及び申込取扱場所】

### (1) 申込期間

継続募集期間：2019年3月9日から2020年3月9日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に募集事項等記載書面並びに前申込期間に係る有価証券報告書及びその添付書類を併せて提出することによって更新されます。

### (2) 申込取扱場所

当行の本店および国内各支店(出張所を含みます)等とします。詳細は下記ホームページをご参照ください。

<ホームページ> <https://www.mizuho-tb.co.jp/>

上記の他、当行所定のお手続きをされた方は、当信託を初めてお申込される場合を除き、テレホンバンキングによるお申込みができます。ただし、あらかじめ最新の目論見書をお手元にご用意いただき、お電話にて名義人ご本人さまに商品内容をご説明させていただく等、所定の方式を満たす場合に限りです。

郵送およびインターネットによるお申込みはできません。

商品内容に関するご質問並びに最新の目論見書につきましては、当行の本店および国内各支店(出張所を含みます)等までお申し付けください。

## 10 【申込証拠金】

該当事項はありません。

申込証拠金は無く、申込証拠金の利息および信託財産の振替はありません。

## 11 【払込期日及び払込取扱場所】

信託金の払込期日は、信託契約日(信託契約のお申込日の翌々営業日)とします。

ただし、お申込日において、ご指定いただいたお客さま名義の預金口座に信託金相当の残高があることを確認し、当該信託金相当額(申込金)を引落すものとします。

なお、お申込日から信託契約日の前日迄の期間について、当信託は成立しておりませんので、信託の利益は発生せず、お客さまに帰属致しません。また、その間、申込金に係る利息についても付されません。

払込取扱場所は当行の本店および国内各支店(出張所を含みます)等とします。

## 12 【引受け等の概要】

該当事項はありません。

## 13 【その他】

### (1) お申込みの方法

お申込みは、「9 申込期間及び申込取扱場所」に記載の期間・場所で行われます。原則として、午後3時までにお申込みが行われ、かつお申込みの受付に際して、当行所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

お申込みの際は、収益金のお受取方法として、「一般コース」もしくは「収益金追加設定コース」のいずれかを選択していただきます(原則として、収益金のお受取方法を途中で変更することはできません)。

お申込みにあたっては、原則として名義人ご本人さまによるお手続きが必要となります。

申込証拠金はなく、申込証拠金の利息および信託財産の振替はありません。

本商品は通帳および証書の発行はありません。

### (2) 本邦以外での地域における発行

当信託の受益権は、本邦以外での発行はありません。

## 【有価証券報告書】

### 第1 【信託財産の状況】

#### 1 【概況】

##### (1) 【信託財産に係る法制度の概要】

「基準価額型金銭信託(外貨建公社債運用型)」(以下、「当信託」という場合があります)は、金銭を当初の信託財産とする合同運用指定金銭信託です。

受託者(みずほ信託銀行株式会社、以下、「当行」という場合があります)は、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下、「兼営法」という場合があります)、信託業法、金融商品取引法等の各種関連法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産(金銭)の引受け(受託)を行っています。受託者(当行)は、受益権(受益債権)の保有者(受益者)に対して、信託財産に属する財産のみをもってその履行責任を負うこととなります。なお、当信託の受益権は、みなし有価証券として、金融商品取引法の適用を受けます。

##### (2) 【信託財産の基本的性格】

当信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として、「合同運用指定金銭信託(外貨建公社債運用・マザー口)(以下、「マザーファンド」といいます)」を通じて、主に世界主要先進国の国債に分散投資を行います。

##### (3) 【信託財産の沿革】

当信託は平成21年12月10日に取扱いを開始しました。

当信託の当初の信託財産たる金銭は、受益者のために利殖することを目的として、委託者(受益者)から受託者(当行)に信託されたものです。

##### (4) 【信託財産の管理体制等】

###### 【信託財産の関係法人】

###### (a) 受託者：みずほ信託銀行株式会社

当信託の受託者として、委託者の信託金につき安定した収益の確保と信託財産の成長を目指した運用を行い、受益者(委託者)への収益金の配当や解約金の支払い等を行います。

###### (b) 事務委任先：資産管理サービス信託銀行株式会社

(所在地：東京都中央区晴海一丁目8番12号)

受託者との事務委任契約に基づき、主に以下に掲げる当信託に関する信託事務を行います。

- 1) 当信託の運用(マザーファンド信託受益権の売買や余裕金の運用等)の執行
- 2) 当信託の組入資産の保管等
- 3) 当信託の基準価額の算出・報告
- 4) 当信託にかかる経理・計算事務

(c) マザーファンドにおける運用の委託先：アセットマネジメントOne株式会社

(所在地：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号)

当信託に組み入れているマザーファンドにおける運用の一部(有価証券の売買や余裕金運用の指図等)を行います。また、投資対象国の選定等について受託者へ助言を行います。

#### 【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】

(a) 当信託は、委託者の信託金を、当信託の信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します(以下、これを「合同運用財産」という場合があります)。また、当信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として、合同運用財産をマザーファンドを通じて、主に世界主要先進国(「FTSE世界国債インデックス」(1)に含まれる国に限る)が発行する国債に運用します。主な運用対象資産は、すべて取得時点において格付機関より信用力が高いことを意味する「A格相当」以上の格付けが付されているものとします。原則として、為替ヘッジは行いません。また、国債の運用にあたっては、原則として、ラダー型運用(2)を行います。なお、合同運用財産の一部は解約に伴う支払準備等のため、預金、コールローン、信託受益権等の短期資産に運用します。

(1) FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

(2) ラダー型運用とは、満期までの期間が異なる債券を同額ずつ均等に投資を行う手法で、金利変動リスクを平準化しつつ、一定の収益性を確保することを目的とします。原則として、保有債券は満期を迎えるまで途中売却せず、満期を迎えた債券の償還資金は再び満期までの期間が長い債券に投資します。常にラダー(はしご)の形の満期構成となるようなポートフォリオとなるため、このように呼ばれています。

(b) 当信託は、決算毎に、収益の配分方針(当信託の収益の配分方針については、「3 信託の仕組み」 - (1) 信託の概要 - 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項 - (c) 収益の配分方針についてをご参照ください)に基づいて分配を行います。収益の分配水準は、当行が基準価額水準や市況動向等を勘案し、合同運用財産の運用から得られる利子等による収入(諸経費・信託報酬控除後)を中心に決定します。ただし、当信託は実績配当型の金銭信託であり、当該利子等による収入が少額の場合、分配を行わないこともあります。

(c) 当信託は預金または投資信託ではありません。従って、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。また、元本および利益の保証は無く、運用による利益および損失は、受益者に帰属します。

#### 【信託財産の管理体制】

(a) 受託者における管理体制について

当信託の信託財産は、法律(信託法)によって、受託者(当行)自身の財産(貸付金等の固有財産)や、他の信託の信託財産とは分別して管理することが義務付けられています。

当信託の信託財産に関するリスク管理体制については、「3 信託の仕組み」 - (1) 信託の概要 - 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項 - (e) 運用管理体制及びリスク管理体制についてをご参照ください。



(b) 事務委任先に対する管理体制について

当行は、事務委任先である資産管理サービス信託銀行株式会社の事務運営、事務管理体制の状況等につき、定期的に適正性を確認します。また、事務管理および事務品質向上への取組等について、事務委任先から定期的に報告を受領し、必要に応じて指導・助言等を行う体制を整備しております。

(c) 運用業務の委託先に対する管理体制について

当行は、運用業務の委託先であるアセットマネジメントOne株式会社の運営業務の管理・運営の状況等につき、定期的に適正性を確認します。また、委託業務の品質向上への取組等について、運用業務の委託先から定期的に報告を受領し、必要に応じて指導・助言等を行う体制を整備しております。

## 2 【信託財産を構成する資産の概要】

### (1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

受託者(当行)は、信託法、兼営法、信託業法、金融商品取引法等の各種関連法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産(金銭)の引受け(受託)を行います。

### (2) 【信託財産を構成する資産の内容】

当信託の信託財産(当初)は、委託者(受益者)から信託いただいた金銭です。

(当信託の信託財産の運用に関する事項については、「3 信託の仕組み」をご参照ください。)

### (3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】

該当事項はありません。

(当信託の信託財産の運用に関する事項については、「3 信託の仕組み」をご参照ください。)

## 3 【信託の仕組み】

### (1) 【信託の概要】

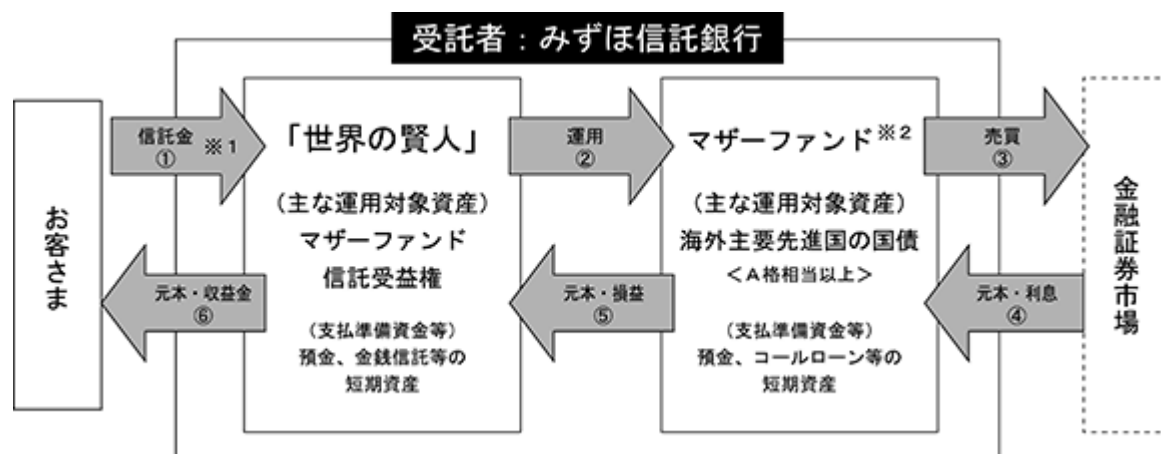
#### 【信託の基本的仕組み】

#### (a) 仕組みの概要

- 1) 当信託は、委託者の信託金を、信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します。委託者(受益者)の信託金は、マザーファンドを通じて、主に世界主要先進国(「FTSE世界国債インデックス」に含まれる国に限る)の国債に運用します。主たる運用対象資産は、すべて取得時点において格付機関より信用力が高いことを意味する「A格相当」以上の格付けが付されているものとします。なお、合同運用財産の一部は解約に伴う支払準備等のため、預金、コールローン、信託受益権等の短期資産に運用します(下図 ~ )。

- 2) 当信託は、マザーファンドの主たる運用対象である国債等に生じた利子等の収入を主たる原資とし、受益権の口数に応じて受益者へ収益金を支払います。また、受益者から解約請求があった場合は、マザーファンド信託受益権の解約等を通じて、解約金を支払います。なお、マザーファンドにおいては、必要に応じ国債等の売却を行います(下図 ~ )。

《運用の仕組み概要図》



- 1 数字は投資資金の流れの順番を表します。
- 2 信託財産の運用にかかる業務の一部をアセットマネジメントOne株式会社へ委託しております。

(b) 当信託が関係法人と締結している契約の概要

・事務委任契約

関係法人は、事務委任契約に基づき、当信託に関する主に以下に掲げる信託事務を行います。

- 1) 当信託の運用(マザーファンド信託受益権の売買や余裕金の運用等)の執行
- 2) 当信託の組入資産の保管等
- 3) 当信託の基準価額の算出・報告
- 4) 当信託にかかる経理・計算事務

なお、当信託に組み入れているマザーファンドが関係法人と締結している重要な契約の概要は以下の通りです。

・投資一任契約

関係法人は、マザーファンドにおける運用業務の一部(有価証券売買や余裕金運用の指図等)を行います。

・投資顧問契約

関係法人は、マザーファンドにおける投資対象国の選定等について助言を行います。

## 【信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項】

## (a) 運用の基本方針について

当信託は、委託者の信託金を、信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します。また、当信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として、委託者の信託金を、マザーファンドを通じて、主に世界主要先進国(「FTSE世界国債インデックス」に含まれる国に限る)の国債に運用します。運用対象資産は、すべて取得時点において格付機関より信用力が高いことを意味する「A格相当」以上の格付けが付されているものとします。なお、合同運用財産の一部は解約に伴う支払準備等のため、預金、コールローン、信託受益権等の短期資産に運用します。

## (b) 運用対象及び方法

- 1) 当行は、合同運用財産を主としてマザーファンド信託受益権に運用します(マザーファンドの運用対象及び方法は後記をご参照願います)。
- 2) 当行は、支払準備の必要がある場合、合同運用財産に生じた余裕金を運用する場合、その他必要と認められた場合には、上記1)にかかわらず、合同運用財産を次のa)~c)に掲げる資産に運用します。
  - a) 預金(譲渡性預金を含む)、コールローン、手形割引市場において売買される手形および円貨建銀行引受手形
  - b) 信託受益権および信託受益証券(当行および委託先が受託者となる場合を含む)
  - c) 上記a)およびb)に掲げる資産に類似する性質を有するものとして当行が適当と認めた資産
- 3) 当行は、有価証券の売買等取引(売買等の委託を含む)その他上記2)に掲げる財産の取得・処分にかかる取引、借入、為替取引等合同運用財産の運用に必要な取引(取引の委託を含む)を、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令で定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含む)、当行の利害関係人、委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。
- 4) 当行は、短期の資金繰り上、一時的に必要と認められた場合には、借入をすることがあります。この借入金は合同運用財産に属し、この信託金と同一の方法により運用します。

## ( ) 参考：マザーファンドの運用方針及び運用対象について

## &lt;マザーファンドの運用方針&gt;

マザーファンドの受託者であるみずほ信託銀行(以下、1)~6)までにおいて、「マザーファンド受託者」というのは、合同運用財産を主に世界主要先進国(「FTSE世界国債インデックス」に含まれる国に限る)の国債に運用します。当該主たる運用対象資産は、すべて取得時点において格付機関より信用力が高いことを意味する「A格相当」以上の格付けが付されているものとします。なお、原則として、為替ヘッジは行いません。

なお、マザーファンドにおける運用の一部(有価証券の売買や余裕金運用業務)をアセットマネジメントOne株式会社へ委託しております。また、アセットマネジメントOne株式会社より、投資対象国の選定等について助言を受けております。

## &lt; マザーファンドの運用対象・方法 &gt;

- 1) マザーファンドの受託者であるみずほ信託銀行は、合同運用財産を主として次に掲げる有価証券および預金等の資産に運用します。
  - a) 国債証券
  - b) 地方債証券
  - c) 特別の法律により法人の発行する債券
  - d) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
  - e) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a)～d)の証券または証書の性質を有するもの
  - f) 預金(譲渡性預金を含む)
  - g) コールローン
  - h) 手形割引市場において売買される手形および銀行引受手形
  - i) 外国の者に対する権利で上記f)～h)の権利の性質を有するもの
  - j) 上記a)～i)に掲げる資産に類似する性質を有するものとしてマザーファンド受託者が適当と認めた資産
- 2) マザーファンド受託者は、上記a)～j)に掲げる資産のほか、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令で定める場合に該当するときは、マザーファンド受託者の銀行勘定(再信託先の銀行勘定を含む)に運用することができます。
- 3) マザーファンド受託者は、上記1)のa)～e)に掲げる資産に運用する場合は、取得時において、以下の～に掲げる格付機関(当該機関の営業を譲り受け、または承継した者を含む)が付した以下の～に掲げる格付またはこれらと同等のマザーファンド受託者が認めた格付が付与された資産または発行体あるいは発行国が発行する債券に限ることとします。
  - ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク  
Aaa, Aa1, Aa2, Aa3, A1, A2, A3, P-1, P-2
  - スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス  
AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-, A-1+, A-1, A-2
  - 株式会社格付投資情報センター  
AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-, a-1+, a-1, a-2
  - 株式会社日本格付研究所  
AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-, J-1+, J-1, J-2
  - フィッチ・レーティングス・リミテッド  
AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-, F1+, F1, F2
- 4) マザーファンド受託者は、合同運用財産に属する資産について、外国為替の売買の予約、有価証券等に係る先物取引を行うことがあります。
- 5) マザーファンド受託者は、上記1)～4)に掲げる取引のほか、有価証券の売買等取引(売買等の委託を含む)その他上記1) a)～j)に掲げる財産の取得・処分にかかる取引、借入、および為替取引(取引の委託を含む)を、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、マザーファンド受託者の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、マザーファンド受託者が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含む)、マザーファンド受託者の利害関係人、委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。
- 6) マザーファンド受託者は、短期の資金繰り上、一時的に必要と認めた場合には、借入をすることがあります。この借入金は合同運用財産に属し、この信託金と同一の方法により運用します。

(c) 収益の分配方針について

1) 収益分配の基本方針について

当信託は、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針により、収益の分配水準を決定します。

- a) 基準価額水準や市況動向等を勘案し、合同運用財産の運用から得られる利子等の収入(諸経費・信託報酬控除後)を中心に、収益の分配水準を決定します。ただし、利子等の収入が少額の場合、分配を行わない場合があります。
- b) 売買・償還益は、基準価額水準を勘案し、信託財産に損失が発生していない限りにおいて、分配を行うことがあります。

2) 損益分配の基準について

a) 当信託は、合同運用財産につき前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間(以下「計算期間」という)に生じた損益は、毎計算期日において、以下の ) から ) に定める方法により、処理します。

) 利子およびこれに類する収益(未収収益を含む)とマザーファンド配当等収益( 1 )の合計額(以下「配当等収益」という)は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残額の中から当該計算期日において保有する口数( 2 : 後記 )において同じ)に応じて受益者に分配を行うものとします。ただし、当行は、その全部または一部を次回計算期日以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができるものとし、また、その全部または一部を前期から繰り越された損失(以下、「繰越損失」という)に充当することができるものとし、

( 1 ) マザーファンド配当等収益

計算期日の前月1日から末日までの間にマザーファンドが受領した利子、配当金およびこれらに類する収益(未収収益を含む。)の額に、計算期日の前月末日時点におけるマザーファンドの総口数に対するこの信託が保有するマザーファンド信託受益権の口数の割合を乗じて得た額とします。

( 2 ) 収益金の配当の対象となる受益権の口数

受益者が計算期日において保有する受益権の口数とし、当該計算期日の2営業日前の日以前に受益者が全部解約あるいは一部解約の請求をした口数は含まないものとします。

) 売買、償還にかかる損益およびこれらに類する損益に評価損益を加えた額からマザーファンド配当等収益を控除した額(以下「売買益」という)については、諸経費、信託報酬を控除し、繰越損失のあるときはその全額に充当した後、その全部または一部を当該計算期日において保有する口数に応じて受益者に分配することができるものとし、ただし、その全部または一部を次回計算期日以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができるものとし、

) 上記 ) および ) に定める諸経費および信託報酬の控除は、配当等収益および売買益にそれぞれ按分して行います。ただし、売買益が負の値の場合は、まずは配当等収益から控除し、不足分を売買益から控除するものとします。

b) 信託財産に生じた損失について、上記a)により充当できない場合は、次期に繰越します。

### 3) 収益金の内容について

#### a) 収益金の計算

収益金は、原則として、計算期日(毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日)において計算を行います。

##### < 収益金の計算式 >

収益金 = 計算期日における受益権口数 × 収益金単価( ) ÷ 10,000(小数点以下四捨五入)

計算期日における受益権口数は、計算期日に受益者が保有する受益権の口数とし、当該計算期日の2営業日前の日以前に受益者が全部解約あるいは一部解約の請求をした口数は含まないものとします。

( ) 収益金単価とは、受益権1万口当たりの収益金を指し、収益の配分方針に基づいて、計算の都度、当行が決定します(収益の配分方針については、「3 信託の仕組み」 - (1) 信託の概要 - 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項 - (c) 収益の配分方針について 1) 収益分配の基本方針について及び 2) 損益分配の基準についてをご参照ください)。

なお、当信託は実績配当型の金銭信託であり、運用状況等により、収益の分配を見送らせていただくことがあります。

#### b) 収益金のお受取方法

収益金のお受取方法は、信託設定のお申込み時に次の方法をお選びいただけます。お受取方法は、当行の本店および国内各支店(出張所を含みます)等にて所定の方法によりご指定ください(詳しくは当行までお問い合わせください)。なお、一旦お選びいただいた後は変更できません。

##### ) 一般コース

収益金をあらかじめご指定いただいたお客さま名義の預金口座に入金します(当該方法により収益金を受取る方法を「一般コース」といいます)。

収益金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して3営業日目にお支払いします。

##### ) 収益金追加設定コース

収益金を都度追加信託(元本に組入れ)します(当該方法により収益金を受取る方法を「収益金追加設定コース」といいます)。

収益金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額により、決算日の翌営業日に全額を信託金として自動的に追加設定します。

c) 収益金の課税上のお取扱い( )

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当し、収益金に対して、利子所得として、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されますので、確定申告する必要はございません。

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、株式投資信託に適用される税制の適用はございません。

当信託は、少額貯蓄非課税制度(「マル優制度」)はご利用になれません。

( ) 課税上のお取扱いは、平成31年3月8日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

(d) 資産の評価(基準価額の算出方法)について

1) 基準価額の算出方法

合同運用財産の純資産総額(当行が信託財産の時価として計算した資産総額から負債総額を控除した額)を計算を行う日の受益権の総口数で除した額をいいます。ただし、当信託の基準価額は、1万口当たりに換算した額で表示するものとします。

2) 運用資産の評価方法

マザーファンド信託受益権は、当行が知りえる直近の基準価額で評価します。その他の資産については、当行が合理的と認める価格を用いるものとします。

3) 基準価額算出頻度について

当行の毎営業日において算出されます。

4) 基準価額の照会方法

当行の本店および国内各支店(出張所を含みます)等とします。詳細は下記ホームページをご参照ください。

<ホームページ> <https://www.mizuho-tb.co.jp/>

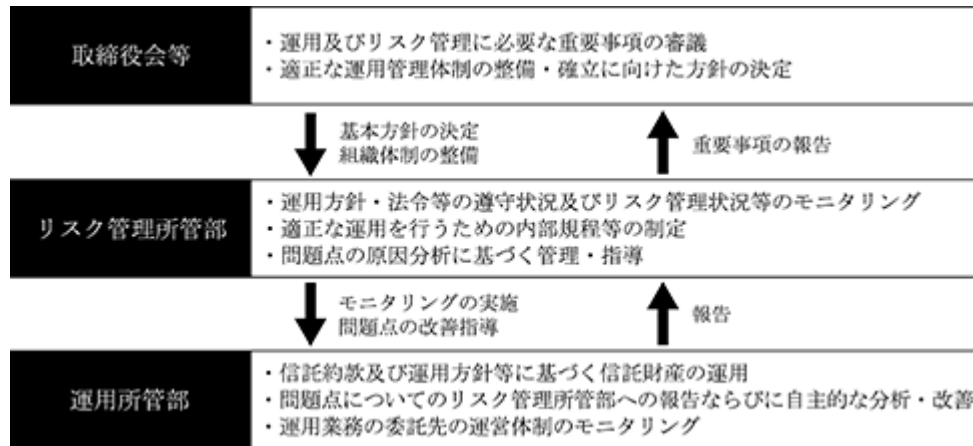
<参考：マザーファンドの基準価額の算出方法について>

1) マザーファンド信託受益権の基準価額は、合同運用財産の純資産総額(マザーファンドの受託者が信託財産の時価として計算した資産総額から負債総額を控除した額)を計算を行う日の受益権の総口数で除することにより算出し、1口単位で表示するものとします。

2) 合同運用財産の時価の計算は、原則として受託者が認めたベンダーにより提供される情報に基づいて行うものとし、取引所に上場している有価証券については、その取引所における終値(取引所における終値のないものは気配値等それに準ずる価格)、その他のものについては、受託者が合理的と認める価格を用いるものとします。なお、外貨建資産の円建ての評価については、原則として本邦にて時価を計算する日と同日のロンドン時間午後4時のスポットレートによって計算するものとします。

## (e) 運用管理体制及びリスク管理体制について

当信託の運用管理・リスク管理は、以下の体制で運営します。



上記体制は、平成31年3月8日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## (f) 信託業務の委託について

当行は、以下に掲げる業務の全部または一部について、以下の基準および手続きに従い選定される者（当行の利害関係人を含みます）に委託することがあります。

委託業務および委託先の範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務 金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者</li> <li>信託財産に属する有価証券の運用にかかる業務 金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者および外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者</li> </ol>
委託先の基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。</li> <li>委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。</li> <li>委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。</li> <li>委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らし相応の水準であること。</li> </ol>
委託先決定の手続き	<p>当行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、委託を実施する部署において委託先が上記に定める基準のすべてに適合する者であるかを精査し、内部管理に関する業務を所管する部署において確認のうえ、委託を実施する部署の決裁権者が決定します。</p>

上記にかかわらず、当行は以下の業務を、当行が適当と認める者(当行の利害関係人を含みます)に委託することができるものとします。

- ・ 信託財産の保存にかかる業務
- ・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・ 当行(当行から指図の権限の委託を受けた者を含みます)のみの指図により委託先が行う業務
- ・ 当行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為



(g) 信託の登記等について

- 1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 2) 1)のただし書きにかかわらず、受益者保護のために当行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【委託者の義務に関する事項】

(a) 印鑑届出・印鑑照合

- 1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者の印鑑は、委託者からあらかじめ当行に届出るものとします。
- 2) 当行が、当信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(b) 届出事項の変更・証書等の再発行等

- 1) 以下の事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに当行にお申し出のうえ、当行所定の手続きをおとりください。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - a) 印章の喪失もしくは毀損
  - b) 印章、名称、代表者、住所、通知先その他の届出事項の変更
  - c) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の重要な変更
- 2) 上記1)の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(c) 成年後見人等の届出

- 1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出ることとします。
- 2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出ることとします。
- 3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、上記1)、2)と同様に届出ることとします。
- 4) 上記1)～3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ることとします。また、この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。

【その他】

(a) 信託期間について

信託契約日から、受益者からの請求による全部解約あるいは当行による強制終了による信託終了の日までとします。

(b) 費用について

当信託のお申し込みから信託終了までの間に、直接または間接的にご負担いただく費用は次のとおりです。なお、これらの費用の総額については、お申込み時点では確定しないため表示できません(なお、当信託の収益金にかかる課税上の取扱いについては、「3 信託の仕組み」 - (1) 信託の概要 - 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項 - (c) 収益の分配方針について - 3) 収益金の内容について - c) 収益金の課税上のお取扱いをご参照ください)。

1) 直接ご負担いただく費用

- a) 申込手数料：ございません。
- b) 解約手数料：ございません。

2) 間接的にご負担いただく費用

a) 信託報酬

信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して、年率1万分の120を乗じて得た額とします。信託報酬は、計算期間毎に、信託財産の中から計算期日において収受します。

なお、当信託が主に運用するマザーファンドにかかる信託報酬はございません。

b) その他の信託財産にかかる費用

当信託の信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用(監査費用等)は、信託財産の中から支払う場合があります。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。

また、当信託が主に運用するマザーファンドについて、信託財産に関する租税、およびマザーファンドの信託事務の処理に必要な費用として、運用資産の売買等に際して発生する売買委託手数料(先物取引に要する費用を含む)、外貨建資産の保管等に関する手数料、その他の費用が発生した場合は、マザーファンドの中から支払う場合があります。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。

(c) 支払停止・強制終了について

以下の事由が生じた場合、受益者から請求があっても全部解約あるいは一部解約に応じないこと(支払停止)があります。支払停止を行っている期間は、受益者からの解約の請求に応じることなく、支払いを停止します。ただし、支払停止決定時点ですでに受付済の解約(受付済の解約が取消されたものを除く)については、その限りではありません。

また、支払停止の後、さらに必要があると認めた場合には、信託財産を換金処分のうえ各受益者に受益権の口数に応じて按分して交付し、信託を終了する手続き(強制終了)を行うことがあります。

- 1) マザーファンドの強制終了が決定したとき
- 2) 合同運用財産において即時換金可能な資産が減少し、信託契約の解約の請求に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めたとき
- 3) 合同運用財産の総額が6ヵ月間連続して100億円を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当行が認めたとき

(d) 信託の終了について

当信託は、次の事由が生じた場合には終了します。

- 1) 受益者からのお申し出による全部解約
- 2) 当行による強制終了

(e) 信託約款の変更及び公告の方法

当信託は、兼営法第5条に規定される「定型的信託約款」による信託に該当しますので、信託約款の変更については下記のとおりとなります。

- 1) 当行は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします(これら以外の方法による変更はできません)。
- 2) 当行は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更内容および変更について異議ある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告を日本経済新聞へ掲載する方法により行うものとし、当該期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、変更を承諾したものとして取扱います。

(f) 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体について

ございません。

(g) 当行が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所  
電話番号 0120-817-335 又は 03-6206-3988

## (2) 【受益権】

受益者の有する権利は、以下のとおりです。

### 収益金に対する受領権

受益者は、計算期日において保有する受益権の口数に応じて、収益金の配当を受けます。なお、収益金の配当の対象となる受益権の口数は、当該計算期日の2営業日前の日以前に受益者が全部解約あるいは一部解約の請求をした口数は含まないものとします。

収益金は、お申込み時にお選びいただいた以下の方法により、お受取りいただくことができます。

#### (a) 一般コース

収益金(税引後)をあらかじめご指定いただいたお客さま名義の預金口座に、原則として決算日から起算して3営業日目にお支払いします。

#### (b) 収益金追加設定コース

収益金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額により、決算日の翌営業日に全額を信託金として自動的に追加設定します。

### 解約請求権

受益者は、保有する受益権につき、全部解約あるいは口数単位による一部解約により、解約(換金)を請求する権利を有します。ただし、別途当行が定める日の他、当信託において支払停止および強制終了の他、やむを得ない事情が発生しているときは、解約することができません。

解約金は、当行所定の方法により、請求があった日から起算して原則として6営業日目にお支払いします。

(上記 および により、受益者が受取る収益金並びに解約金の内容・計算方法等については、以下の通りです。)

#### (a) 解約について

##### 1) 解約受付

受益者は、別途当行が定める日( )を除き、受益権の全部解約、あるいは口数指定による一部解約を1口単位で請求することができます(ただし、当信託が支払停止や強制終了の状態の他、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは解約に応じないこと、あるいは既に受付済の解約を取消すことがあります)。

なお、原則として、午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ解約のお申込みの受付に際して、当行所定の事務手続きが完了したものを当日の解約のお申込みとします。

( ) 受益者からの解約請求の受付を停止している日として別途当行が定める日につきましては、当行の本店および国内各支店(出張所を含みます)等までお問い合わせください。

##### 2) 解約金の計算

解約金は、原則として、解約する受益権の口数(全部解約の場合は受益権の全口数)に解約のお申込み受付日の翌営業日を計算日とする基準価額を乗じて得られる額とし、所定の税金を差し引いた額をお支払いします(解約金にかかる課税上のお取扱いについては後記4)をご参照ください)。

なお、解約にあたって、解約手数料その他のご負担いただく費用はありません。

3) 解約金のお支払い

原則として、全部解約あるいは一部解約のお申込み受付日から起算して6営業日目に、ご指定いただいた受取方法(あらかじめご指定いただいた預金口座に入金)に基づきお支払します。

4) 解約時の利益の課税上のお取扱い( 1 )

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当します。

解約時の基準価額の上昇による利益(解約時の基準価額から受益者毎に計算される平均設定単価(2)を差し引いた額(当該額が負の場合はゼロとする)に解約口数を乗じ10,000で除した額とする)については、利子所得として、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されますので、確定申告する必要はございません。

なお、当信託は、合同運用金銭信託であり、株式投資信託に適用される税制の適用はございません。

( 1 ) 課税上のお取扱いは、平成31年3月8日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

( 2 ) 「平均設定単価」について

「平均設定単価」は、お客さま毎の平均の信託設定価額をいい、原則として、信託設定時の基準価額となります。ただし、保有期間中、当信託を追加でお申込みいただいた場合、その都度平均設定単価の計算(移動平均による再計算)が行われます。

(b) 収益金について

収益金の内容については「3 信託の仕組み」 - (1) 信託の概要 - 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項 - (c) 収益の分配方針について - 3) 収益金の内容についてをご参照ください。

その他

(a) 当信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。

(b) 当信託の受益権は当行の承諾がなければ譲渡または質入することができません。当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者が当信託の信託約款に同意することを条件とします。

(c) 当信託は預金または投資信託ではありません。従って、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。また、元本および利益の保証は無く、運用による利益および損失は、受益者に帰属します。

(d) 収益金が少ない場合には、配当の額が減額されたり、配当がなされない場合があります。

(3) 【内国信託受益権の取得者の権利】

「(2) 受益権」に記載したとおりです。なお、詳細については、添付の信託約款をご参照ください。

## 4 【信託財産を構成する資産の状況】

## (1) 【信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況】

ファンド名	基準価額型金銭信託(外貨建公社債運用型)		
	第103期計算期間	第104期計算期間	第105期計算期間
期別	自 平成30年6月12日 至 平成30年7月10日	自 平成30年7月11日 至 平成30年8月10日	自 平成30年8月11日 至 平成30年9月10日
計算期間	自 平成30年6月12日 至 平成30年7月10日	自 平成30年7月11日 至 平成30年8月10日	自 平成30年8月11日 至 平成30年9月10日
1万口当たり収益分配金(税込み)	24円	24円	24円
(各計算期間末日現在)			
資産総額	5,137,866,954円	5,014,471,492円	4,991,658,504円
負債総額	16,305,751円	15,566,515円	28,484,316円
純資産総額( - )	5,121,561,203円	4,998,904,977円	4,963,174,188円
期末受益権口数	4,362,164,163口	4,328,225,311口	4,306,447,964口
1万口当たり純資産額 ( / ×10,000)	11,741円	11,550円	11,525円

ファンド名	基準価額型金銭信託(外貨建公社債運用型)		
	第106期計算期間	第107期計算期間	第108期計算期間
期別	自 平成30年9月11日 至 平成30年10月10日	自 平成30年10月11日 至 平成30年11月12日	自 平成30年11月13日 至 平成30年12月10日
計算期間	自 平成30年9月11日 至 平成30年10月10日	自 平成30年10月11日 至 平成30年11月12日	自 平成30年11月13日 至 平成30年12月10日
1万口当たり収益分配金(税込み)	24円	24円	24円
(各計算期間末日現在)			
資産総額	4,859,309,159円	4,825,363,514円	4,826,803,149円
負債総額	21,740,781円	26,396,119円	60,086,591円
純資産総額( - )	4,837,568,378円	4,798,967,395円	4,766,716,558円
期末受益権口数	4,233,495,796口	4,186,345,165口	4,111,875,415口
1万口当たり純資産額 ( / ×10,000)	11,427円	11,463円	11,593円

## (2) 【損失及び延滞の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【収益状況の推移】

基準価額から算出する利回りの計算方法：

$$\left( \frac{\text{基準日までの1年間の分配金合計} + \text{基準日の基準価額}}{\text{基準日1年前の基準価額}} - 1 \right) \times 100$$

基準日	基準日基準価額	基準日1年前の 基準価額( )	1年間の分配金累計	ファンド利回り
平成26年6月10日	11,765円	11,213円	318円	7.76%
平成26年12月10日	13,864円	11,441円	336円	24.12%
平成27年6月10日	13,501円	11,765円	336円	17.61%
平成27年12月10日	13,339円	13,864円	336円	1.36%
平成28年6月10日	12,412円	13,501円	336円	5.58%
平成28年12月12日	12,019円	13,339円	324円	7.47%
平成29年6月12日	11,996円	12,412円	300円	0.93%
平成29年12月11日	12,406円	12,019円	288円	5.62%
平成30年6月11日	11,472円	11,996円	288円	1.97%
平成30年12月10日	11,593円	12,406円	288円	4.23%

( ) 基準日より1年前の該当月の決算日に係る基準価額

## (4) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

## 5 【投資リスク】

### (1) 投資リスクについて

当信託およびマザーファンドの運用成果に影響を与える主なリスクとしては、以下のものがあります。

#### 為替変動リスク

外国為替相場の変動により、保有する外貨建資産の価格が変動するリスクを言います。一般的に外国為替相場が円高(外貨建資産の通貨が円に対して下落)になると、為替差損が発生して基準価額が下がる要因となります。

#### 金利変動リスク

市場金利の変動により、保有する債券の価格が変動するリスクを言います。市場金利が上昇すれば、一般的に債券価格は下落するため、基準価額が下がる要因となります。また、市場金利の低下により、新たに投資する債券の利回りが低くなる可能性があります。

#### 信用リスク

保有する資産の発行体あるいは発行国の財務状況の悪化あるいはそれに伴う格付けの引下げ等により、保有する資産の価格が下落するリスクや、発行体あるいは発行国の債務不履行により、保有する資産について元本および利息の一部または全部があらかじめ決められた条件で支払われなくなるリスクを言います。ともに、基準価額が下がる要因となります。

#### 流動性リスク

換金処分のため保有する資産を売却する際、市況動向や有価証券の流通量等の状況により、当該資産の売却が困難あるいは不可能になるリスクを言います。市場実勢より低い価格で売却を余儀なくされた場合、基準価額が下がる要因となります。

#### カントリーリスク

保有する資産の発行国・地域において、政治・経済情勢の変化等による市場の混乱や、通貨危機の発生、あるいは新たな規制が設けられた場合、当該国・地域が発行する債券の価格あるいは通貨が下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となることがあります。また、上記事由により当該資産の売却が困難あるいは不可能となる場合、流動性リスクが生じることがあります。

#### その他の留意点

(a) 上記 ~ のリスク等により、以下の1)~3)の事由が生じた場合、受益者から請求があっても、当行は、全受益者の公平性の観点から、全部解約あるいは一部解約に応じないこと(支払停止)があります。さらに、必要があると認めた場合には、信託財産を換金処分のうえ各受益者に按分して交付し、信託を終了する手続きを行うこと(強制終了)があります。

- 1) マザーファンドの強制終了が決定したとき
- 2) 合同運用財産において即時換金可能な資産が減少し、信託契約の解約の請求に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めたとき
- 3) 合同運用財産の総額が6ヵ月間連続して100億円を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当行が認めたとき



- (b) 当信託の計算期日(原則として、毎月10日。休業日の場合翌営業日)における分配水準は、当該計算期日の前月1日から末日までの期間にマザーファンドに生じた配当等収益(以下、「マザーファンド配当等収益」という)の状況を主要因として決定されます。一方で、各受益者毎の収益金は、当該計算期日時点において各受益者が保有する受益権の口数を基に計算されることから、マザーファンド配当等収益確定から計算期日までの期間における他のお客さまのお申込やご解約の状況に応じた受益権口数の変動によって、当該計算期日における受益権1口当たりの分配収益に影響が及ぶことがあります。
- (c) 同じマザーファンドを投資対象とする他のファンドが存在する場合、当該他のファンドにおける設定や解約等の資金動向を受け、当信託の基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制について

投資リスクに対する管理体制については、「3 信託の仕組み」 - (1) 信託の概要 - 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項 - (e) 運用管理体制及びリスク管理体制についてをご参照願います。

## 6 【信託財産の経理状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当信託の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当信託は、当特定期間(自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前特定期間 (平成30年6月11日現在)	当特定期間 (平成30年12月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	93,675	175,203
合同運用口信託受益権	4,947,332	4,651,599
未収利息	0	0
流動資産合計	5,041,007	4,826,803
資産合計	5,041,007	4,826,803
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	10,508	9,868
未払解約金	2,344	45,811
未払受託者報酬	5,327	4,406
流動負債合計	18,179	60,086
負債合計	18,179	60,086
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1、 2 4,296,337	1、 2 3,986,857
利益剰余金		
その他利益剰余金		
分配準備積立金	726,490	779,859
繰越利益剰余金	-	-
利益剰余金合計	3 726,490	3 779,859
元本等合計	5,022,827	4,766,716
純資産合計	5,022,827	4,766,716
負債純資産合計	5,041,007	4,826,803

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前特定期間 (自 平成29年12月12日 至 平成30年6月11日)	当特定期間 (自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日)
営業収益		
受取利息	0	0
有価証券売買等損益	321,849	144,286
営業収益合計	321,849	144,287
営業費用		
受託者報酬	31,252	29,650
営業費用合計	31,252	29,650
営業利益又は営業損失( )	353,102	114,636
経常利益又は経常損失( )	353,102	114,636
当期純利益又は当期純損失( )	353,102	114,636

## 【注記表】

(重要な会計方針)

項目	当特定期間 (自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月10日)
1 信託受益権の評価基準及び評価方法	基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益について約定日基準で計上しております。
3 その他	本財務諸表に係る特定期間は、平成30年 6月12日から平成30年12月10日までとなっております。

(貸借対照表関係)

前特定期間 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)	当特定期間 (自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月10日)
1 元本は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第61条に定める資本金であります。	1 元本は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第61条に定める資本金であります。

## 2、 3 元本及び利益剰余金の変動

前特定期間(自 平成29年12月12日 至 平成30年6月11日)

(単位：千円)

	元本等				元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金				
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		分配準備積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,420,574	1,143,461	-	1,143,461	5,564,036	5,564,036
当期変動額						
当期新規信託に伴う元本増加額	284,064	-	-	-	284,064	284,064
剰余金の配当に伴う元本組入額	17,073	-	-	-	17,073	17,073
当期解約に伴う元本減少額	425,376	-	-	-	425,376	425,376
分配準備積立金の積立による剰余金の減少(*)	-	4,872,937	4,872,937	-	-	-
分配準備積立金の取崩しによる剰余金の増加(*)	-	5,289,908	5,289,908	-	-	-
剰余金の配当	-	-	63,868	63,868	63,868	63,868
当期純利益又は当期純損失( )	-	-	353,102	353,102	353,102	353,102
当期変動額合計	124,237	416,970	-	416,970	541,208	541,208
当期末残高	4,296,337	726,490	-	726,490	5,022,827	5,022,827

(\*) 当特定期間内の計算期間毎に計上される金額の合計額となっております。

## 2、 3 元本及び利益剰余金の変動

当特定期間(自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日)

(単位：千円)

	元本等				元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金				
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		分配準備積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,296,337	726,490	-	726,490	5,022,827	5,022,827
当期変動額						
当期新規信託に伴う元本増加額	110,917	-	-	-	110,917	110,917
剰余金の配当に伴う元本組入額	16,884	-	-	-	16,884	16,884
当期解約に伴う元本減少額	437,282	-	-	-	437,282	437,282
分配準備積立金の積立による剰余金の減少(*)	-	4,574,380	4,574,380	-	-	-
分配準備積立金の取崩しによる剰余金の増加(*)	-	4,521,012	4,521,012	-	-	-
剰余金の配当	-	-	61,268	61,268	61,268	61,268
当期純利益又は当期純損失( )	-	-	114,636	114,636	114,636	114,636
当期変動額合計	309,479	53,368	-	53,368	256,111	256,111
当期末残高	3,986,857	779,859	-	779,859	4,766,716	4,766,716

(\*) 当特定期間内の計算期間毎に計上される金額の合計額となっております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品に対する取組み方針

当信託は、金銭を当初の合同運用財産とする合同運用指定金銭信託です。安定した収益の確保と合同運用財産の成長を図ることを目的とし、信託約款の規定に従い、有価証券等の金融商品で運用します。

## 金融商品の内容及びリスク

当信託が運用する当特定期間の金融商品の内容及びリスクは以下の通りです。

## a. 金銭信託

合同運用財産の一部又は全部を解約に伴う支払準備等のため、金銭信託に運用します。金銭信託には信用リスクがあり、運用先である受託者の信用状況が悪化した場合、投資した金銭の一部又は全部が毀損することがあります。

## b. 合同運用口信託受益権

「合同運用指定金銭信託(外貨建公社債運用・マザー口)(以下、「マザーファンド信託受益権」といいます。)」を通じて、主に世界主要先進国の国債に分散投資を行います。

マザーファンド受益権には、主に以下のリスクがあります。

## イ. 為替変動リスク(市場リスク)

外国為替相場の変動により、保有する外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般的に外国為替相場が円高(外貨建資産の通貨が円に対して下落)になると、為替差損が発生して基準価額が下がる要因となります。

## ロ. 金利変動リスク(市場リスク)

市場金利の変動により、保有する債券の価格が変動するリスクをいいます。市場金利が上昇すれば、一般的に債券価格は下落するため、基準価額が下がる要因となります。また、市場金利の低下により、新たに投資する債券の利回りが低くなる場合があります。

## ハ. 信用リスク

保有する資産の発行体又は発行国の財務状況の悪化あるいはそれに伴う格付けの引下げ等により、保有する資産の価格が下落するリスクや、発行体又は発行国の債務不履行により、保有する資産について元本及び利息の一部又は全部があらかじめ決められた条件で支払われなくなるリスクをいいます。ともに、基準価額が下がる要因となります。

## ニ. 流動性リスク

換金処分のため保有する資産を売却する際、市況動向や有価証券の流通量等の状況により、当該資産の売却が困難あるいは不可能になるリスクをいいます。市場実勢より低い価格で売却を余儀なくされた場合、基準価額が下がる要因となります。

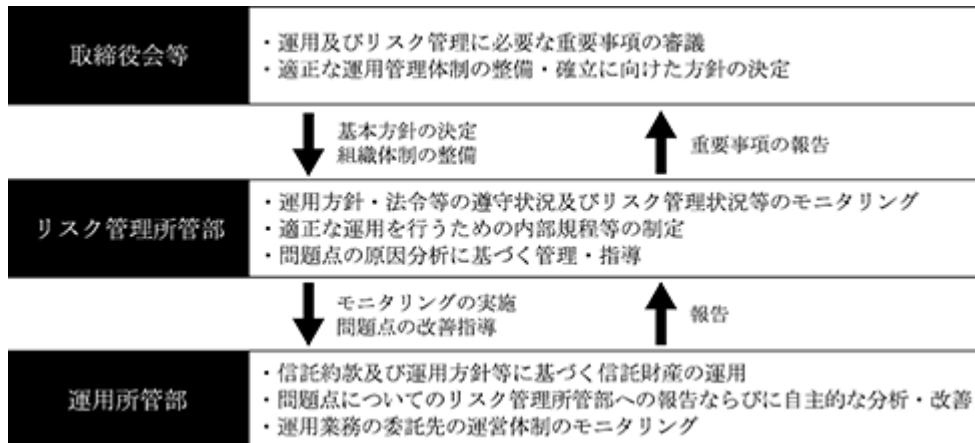
## ホ. カントリーリスク

保有する資産の発行国・地域において、政治・経済情勢の変化等による市場の混乱や、通貨危機の発生あるいは新たな規制が設けられた場合、当該国・地域が発行する債券の価格あるいは通貨が下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となることがあります。また、上記事由により当該資産の売却が困難あるいは不可能となる場合、流動性リスクが生じることがあります。

### 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理体制については、以下の体制で運営します。

運用所管部は、信託約款及び運用方針等に基づき信託財産の運用を行います。なお、アセットマネジメントOne株式会社との投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用にかかる業務の一部(有価証券の売買や余裕金運用の指図等)を委託しております。また、アセットマネジメントOne株式会社との投資顧問契約に基づき、マザーファンドの投資対象国の選定等に関して助言を受けております。当該業務委託先に対しては、運用所管部が運営体制のモニタリング等の管理を行います。運用において問題が生じた場合にはリスク管理所管部に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。リスク管理所管部は、運用方針・法令等の遵守状況及び運用の状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部および運用業務の委託先に対し改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、問題点の原因分析に基づいて、運用所管部および運用業務の委託先を管理・指導します。取締役会等は、運用所管部・リスク管理所管部からの報告に基づき、運用及びリスク管理に必要な重要事項について審議します。また適正な運用管理体制の整備・確立に向けた方針を決定します。



#### イ．為替変動リスク(市場リスク)

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドにて運用する国債等の通貨割合が運用方針に則していることを運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。

#### ロ．金利変動リスク(市場リスク)

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドにて運用する国債等の残存期間等を運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。

#### ハ．信用リスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドの運用対象が世界主要先進国の国債等に限定されており、運用対象の債券格付けが「A格」相当以上であることを運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。

#### ニ．流動性リスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドの運用対象が世界主要先進国の国債等に限定されていることを運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。また、行内ルールの規定に従い、マザーファンドにおける余資比率、ペーパーファンドの余資残高を運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。

#### ホ．カントリーリスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドの運用対象が世界主要先進国の国債等に限定されていることを運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。

#### 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	前特定期間 (平成30年6月11日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
a. 金銭信託	93,675	93,675	-
b. 合同運用口信託受益権 売買目的有価証券	4,947,332	4,947,332	-
合計	5,041,007	5,041,007	-

(単位：千円)

	当特定期間 (平成30年12月10日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
a. 金銭信託	175,203	175,203	-
b. 合同運用口信託受益権 売買目的有価証券	4,651,599	4,651,599	-
合計	4,826,803	4,826,803	-

## 時価の算定方法

a. 金銭信託	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
b. 合同運用口信託受益権	基準価額によっております。

## 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	前特定期間 (平成30年6月11日現在)		
	1年以内	1年超2年以内	2年超
金銭信託	93,675	-	-
合計	93,675	-	-

(単位：千円)

	当特定期間 (平成30年12月10日現在)		
	1年以内	1年超2年以内	2年超
金銭信託	175,203	-	-
合計	175,203	-	-

## (有価証券関係)

売買目的有価証券		
種類	前特定期間 (平成30年6月11日現在)	当特定期間 (平成30年12月10日現在)
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(千円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(千円)
合同運用口信託受益権	1,358,403	1,374,356

## (デリバティブ取引関係)

前特定期間 (自 平成29年12月12日 至 平成30年6月11日)	当特定期間 (自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日)
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引)

前特定期間 (自 平成29年12月12日 至 平成30年6月11日)	当特定期間 (自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日)
該当事項はありません。	同左

(1 単位当たり情報)「\* 1 単位 = 1 口」

	前特定期間 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6 月11日)	当特定期間 (自 平成30年 6 月12日 至 平成30年12月10日)
1 単位当たり純資産額(円)	1.1472	1.1593
1 単位当たり 当期純利益金額(円)	0.0795	0.0267

(重要な後発事象)

当特定期間 (自 平成30年 6 月12日 至 平成30年12月10日)
該当事項はありません。

(記載上の注意)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(参考)

(剰余金の配当に関する事項)

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

前特定期間

前特定期間 (自 平成29年12月12日 至 平成30年6月11日)	
分配金の計算過程	
第97期計算期間(平成29年12月12日から平成30年1月10日まで)	
計算期末における分配対象金額1,061,029,466円(1万口当たり2,370円)のうち、 10,741,051円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	9,677,995円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	0円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	81,521,416円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	969,830,055円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	1,061,029,466円
期末残存口数(F)	4,475,438,046口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	2,370円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,741,051円
第98期計算期間(平成30年1月11日から平成30年2月13日まで)	
計算期末における分配対象金額812,792,049円(1万口当たり1,824円)のうち、 10,689,118円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	8,834,620円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	0円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	80,458,360円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	723,499,069円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	812,792,049円
期末残存口数(F)	4,453,799,210口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,824円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,689,118円

前特定期間 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)	
第99期計算期間(平成30年 2月14日から平成30年 3月12日まで) 計算期末における分配対象金額742,173,445円(1万口当たり1,661円)のうち、 10,723,684円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	8,105,166円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	0円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	78,603,862円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	655,464,417円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	742,173,445円
期末残存口数(F)	4,468,201,672口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,661円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,723,684円
第100期計算期間(平成30年 3月13日から平成30年 4月10日まで) 計算期末における分配対象金額819,982,774円(1万口当たり1,856円)のうち、 10,601,846円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	12,707,113円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	75,825,900円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	75,985,344円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	655,464,417円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	819,982,774円
期末残存口数(F)	4,417,436,038口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,856円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,601,846円

前特定期間 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)	
第101期計算期間(平成30年 4月11日から平成30年 5月10日まで) 計算期末における分配対象金額763,829,417円(1万口当たり1,728円)のうち、 10,604,649円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	8,244,420円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	0円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	78,090,611円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	677,494,386円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	763,829,417円
期末残存口数(F)	4,418,603,851口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,728円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,604,649円
第102期計算期間(平成30年 5月11日から平成30年 6月11日まで) 計算期末における分配対象金額736,998,917円(1万口当たり1,683円)のうち、 10,508,056円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	7,820,336円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	0円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	75,730,382円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	653,448,199円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	736,998,917円
期末残存口数(F)	4,378,356,888口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,683円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,508,056円

## 当特定期間

当特定期間 (自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日)	
分配金の計算過程	
第103期計算期間(平成30年6月12日から平成30年7月10日まで) 計算期末における分配対象金額854,625,109円(1万口当たり1,959円)のうち、 10,469,193円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	12,660,730円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	115,473,518円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	73,042,662円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	653,448,199円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	854,625,109円
期末残存口数(F)	4,362,164,163口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,959円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,469,193円
第104期計算期間(平成30年7月11日から平成30年8月10日まで) 計算期末における分配対象金額772,371,906円(1万口当たり1,784円)のうち、 10,387,740円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	8,427,768円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	0円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	75,234,199円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	688,709,939円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	772,371,906円
期末残存口数(F)	4,328,225,311口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,784円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,387,740円

当特定期間 (自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月10日)	
第105期計算期間(平成30年 8月11日から平成30年 9月10日まで) 計算期末における分配対象金額761,711,904円(1万口当たり1,768円)のうち、 10,335,475円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	8,013,202円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	0円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	73,274,227円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	680,424,475円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	761,711,904円
期末残存口数(F)	4,306,447,964口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,768円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,335,475円
第106期計算期間(平成30年 9月11日から平成30年10月10日まで) 計算期末における分配対象金額721,028,357円(1万口当たり1,703円)のうち、 10,160,389円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	8,178,996円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	0円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	70,951,954円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	641,897,407円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	721,028,357円
期末残存口数(F)	4,233,495,796口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,703円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,160,389円



当特定期間 (自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日)	
第107期計算期間(平成30年10月11日から平成30年11月12日まで) 計算期末における分配対象金額736,184,005円(1万口当たり1,758円)のうち、 10,047,228円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	10,858,491円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	14,457,546円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	68,970,561円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	641,897,407円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	736,184,005円
期末残存口数(F)	4,186,345,165口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,758円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	10,047,228円
第108期計算期間(平成30年11月13日から平成30年12月10日まで) 計算期末における分配対象金額789,727,810円(1万口当たり1,920円)のうち、 9,868,500円(1万口当たり24円)を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額(A)	11,678,482円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額(B)	51,912,551円
費用控除後配当等収益額の分配準備積立金額(C)	69,781,824円
費用控除後・繰越欠損金補填後 有価証券売買等損益額の分配準備積立金額(D)	656,354,953円
分配対象収益額(E = A + B + C + D)	789,727,810円
期末残存口数(F)	4,111,875,415口
1万口当たりの収益分配対象額(G = 10,000 × E / F)	1,920円
1万口当たりの分配額(H)	24円
収益分配金金額(I = F × H / 10,000)	9,868,500円

(参考)

当ファンドは「合同運用指定金銭信託(外貨建公社債運用・マザー口)」信託受益権を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された[合同運用口信託受益権]は、すべて同金銭信託(以下、親金銭信託)の信託受益権です。

#### 1. 「合同運用指定金銭信託(外貨建公社債運用・マザー口)」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

#### 貸借対照表

(単位：千円)

	平成30年6月11日現在	平成30年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
銀行勘定貸	853	437
外貨預け金	37,832	13,422
外国債券	4,878,391	4,607,768
既経過利息前払金	9,171	392
未収利息	43,829	45,637
未収金		
為替予約		
流動資産合計	4,970,076	4,667,656
資産合計	4,970,076	4,667,656
負債の部		
流動負債		
為替予約		
流動負債合計		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本等	1 4,970,076	1 4,667,656
元本等合計	4,970,076	4,667,656
純資産合計	4,970,076	4,667,656
負債純資産合計	4,970,076	4,667,656

## 注記表

## (重要な会計方針)

項目	自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月10日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 外国債券 原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価格で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、本邦にて時価を計算する日と同日のロンドン時間午後4時の為替レートによって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	合同運用財産に関する外貨建資産・負債の円貨換算は、原則として、本邦にて時価を計算する日と同日のロンドン時間午後4時のスポットレートによって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表関係)

自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日	自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月10日
1 元本は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第61条に定める資本金であります。	1 元本は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第61条に定める資本金であります。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品に対する取組み方針

当信託は、金銭を当初の合同運用財産とする合同運用指定金銭信託です。安定した収益の確保と合同運用財産の成長を図ることを目的とし、信託約款の規定に従い、有価証券等の金融商品で運用します。

## 金融商品の内容及びリスク

当信託が運用する当特定期間の金融商品の内容及びリスクは以下の通りです。

## a. 銀行勘定貸

銀行勘定貸とは、合同運用財産に属する金銭を受託者の銀行勘定で運用することをいいます。銀行勘定貸には信用リスクがあり、運用先である受託者の信用状況が悪化した場合、投資した金銭の一部又は全部が毀損することがあります。

## b. 外貨預け金

合同運用財産の一部又は全部を、外貨預け金に運用します。外貨預け金には信用リスクがあり、債務者の信用状況が悪化した場合、投資した金銭の一部又は全部が毀損することがあります。また、外国為替相場が円高(外貨建資産の通貨が円に対して下落)になると、為替差損が発生して基準価額が下がる要因となります。

## c. 外国債券

主に世界主要先進国の国債に分散投資を行います。  
外国債券への投資には、主に以下のリスクがあります。

## イ. 為替変動リスク(市場リスク)

外国為替相場の変動により、保有する外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般的に外国為替相場が円高(外貨建資産の通貨が円に対して下落)になると、為替差損が発生して基準価額が下がる要因となります。

## ロ. 金利変動リスク(市場リスク)

市場金利の変動により、保有する債券の価格が変動するリスクをいいます。市場金利が上昇すれば、一般的に債券価格は下落するため、基準価額が下がる要因となります。また、市場金利の低下により、新たに投資する債券の利回りが低くなる場合があります。

## ハ. 信用リスク

保有する資産の発行体又は発行国の財務状況の悪化あるいはそれに伴う格付けの引下げ等により、保有する資産の価格が下落するリスクや、発行体又は発行国の債務不履行により、保有する資産について元本及び利息の一部又は全部があらかじめ決められた条件で支払われなくなるリスクをいいます。ともに、基準価額が下がる要因となります。

## ニ. 流動性リスク

換金処分のため保有する資産を売却する際、市況動向や有価証券の流通量等の状況により、当該資産の売却が困難あるいは不可能になるリスクをいいます。市場実勢より低い価格で売却を余儀なくされた場合、基準価額が下がる要因となります。

## ホ. カントリーリスク

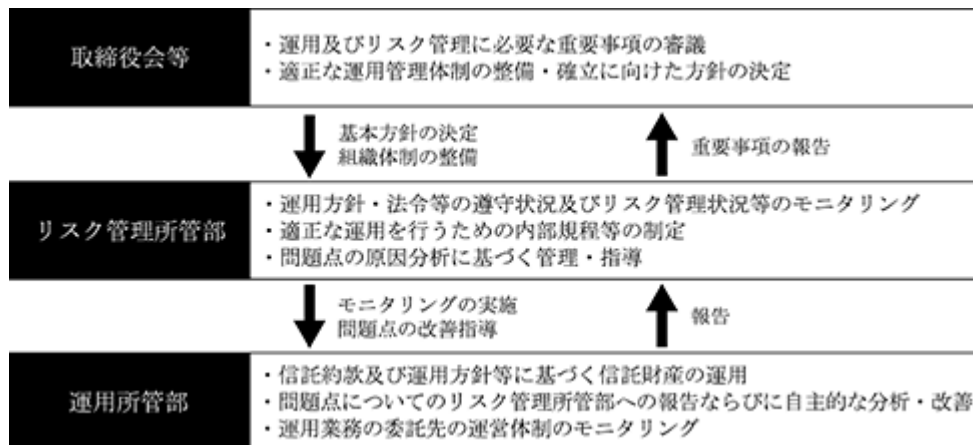
保有する資産の発行国・地域において、政治・経済情勢の変化等による市場の混乱や、通貨危機の発生あるいは新たな規制が設けられた場合、当該国・地域が発行する債券の価格あるいは通貨が下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となることがあります。また、上記事由により当該資産の売却が困難あるいは不可能となる場合、流動性リスクが生じることがあります。

なお、外国債券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行います。また、外国債券の売買等の決済に伴い合同運用財産の効率的な運用に資することを目的としてデリバティブ取引を行います。

### 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理体制については、以下の体制で運営します。

運用所管部は、信託約款及び運用方針等に基づき信託財産の運用を行います。なお、アセットマネジメントOne株式会社との投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用にかかる業務の一部（有価証券の売買や余裕金運用の指図等）を委託しております。また、アセットマネジメントOne株式会社との投資顧問契約に基づき、マザーファンドの投資対象国の選定等に関して助言を受けております。当該業務委託先に対しては、運用所管部が運営体制のモニタリング等の管理を行います。運用において問題が生じた場合にはリスク管理所管部に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。リスク管理所管部は、運用方針・法令等の遵守状況及び運用の状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部および運用業務の委託先に対し改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、問題点の原因分析に基づいて、運用所管部および運用業務の委託先を管理・指導します。取締役会等は、運用所管部・リスク管理所管部からの報告に基づき、運用及びリスク管理に必要な重要事項について審議します。また適正な運用管理体制の整備・確立に向けた方針を決定します。



#### イ．為替変動リスク（市場リスク）

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドにて運用する国債等の通貨割合が運用方針に則していることを運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。

#### ロ．金利変動リスク（市場リスク）

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドにて運用する国債等の残存期間等のモニタリングを運用所管部及びリスク管理所管部にて行っております。

#### ハ．信用リスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドの運用対象が世界主要先進国の国債等に限定し、格付けが「A格」相当以上であることを運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。

#### ニ．流動性リスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドの運用対象が世界主要先進国の国債等に限定されていることを運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。また、行内ルールの規定に従い、マザーファンドにおける余資比率、ベビーファンドの余資残高を運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。

#### ホ．カントリーリスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドの運用対象が世界主要先進国の国債等に限定されていることを運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しております。

## 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## 貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	平成30年6月11日現在		
	貸借対照表計上額	時価	差額
a. 銀行勘定貸	853	853	
b. 外貨預け金	37,832	37,832	
c. 外国債券 売買目的有価証券	4,878,391	4,878,391	
合計	4,917,076	4,917,076	

(単位：千円)

	平成30年12月10日現在		
	貸借対照表計上額	時価	差額
a. 銀行勘定貸	437	437	
b. 外貨預け金	13,422	13,422	
c. 外国債券 売買目的有価証券	4,607,768	4,607,768	
合計	4,621,627	4,621,627	

## 時価の算定方法

## a. 銀行勘定貸

銀行勘定貸は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## b. 外貨預け金

満期のない預け金であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## c. 有価証券

## 外国債券

市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等によって評価しております。

## (有価証券関係)

売買目的有価証券		
種類	平成30年6月11日現在	平成30年12月10日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（千円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（千円）
外国債券	408,769	432,462

## (デリバティブ取引関係)

自 平成29年12月12日 至 平成30年6月11日	自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引)

自 平成29年12月12日 至 平成30年6月11日	自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日
該当事項はありません。	同左

(1 単位当たり情報) 「\* 1 単位 = 1 口」

	平成30年6月11日現在	平成30年12月10日現在
1 単位当たり純資産額(円)	15,961	16,415

## (重要な後発事象)

当特定期間 自 平成30年6月12日 至 平成30年12月10日
該当事項はありません。

## (記載上の注意)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 保有資産明細

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成30年12月10日現在

銘柄			券面金額	貸借対照表 計上額	
外国債券	売買目的 有価証券	<オーストラリアドル...オーストラリア>	オーストラリアドル	円	
		国債 ACGB 5.25 190315	110,000	9,009,612	
		国債 ACGB 4.5 200415	120,000	10,070,225	
		国債 ACGB 5.75 210515	110,000	9,735,626	
		国債 ACGB 5.75 220715	100,000	9,179,975	
		国債 ACGB 5.5 230421	120,000	11,141,596	
		国債 ACGB 2.75 240421	100,000	8,358,124	
		国債 ACGB 3.25 250421	120,000	10,323,860	
		国債 ACGB 4.25 260421	100,000	9,173,887	
		国債 ACGB 4.75 270421	90,000	8,619,461	
		国債 ACGB 2.75 271121	30,000	2,497,891	
		国債 ACGB 2.25 280521	50,000	3,992,370	
		国債 ACGB 3.25 290421	80,000	6,970,605	
		小計		1,130,000	99,073,232
			時価構成比率：		2.15%
		<カナダドル...カナダ>	カナダドル	円	
		国債 CAN 1.75 190301	10,000	843,659	
		国債 CAN 3.75 190601	40,000	3,404,666	
		国債 CAN 3.25 210601	60,000	5,211,098	
		国債 CAN 8 230601	50,000	5,286,274	
		国債 CAN 2.5 240601	30,000	2,592,037	
		国債 CAN 9 250601	20,000	2,396,761	
		国債 CAN 2.25 250601	20,000	1,709,249	
		国債 CAN 8 270601	60,000	7,394,787	
		国債 CANADA 5.75% 290601	80,000	9,059,654	
		国債 CAN 5.75 330601	120,000	14,647,268	
		国債 CAN 5 370601	120,000	14,380,772	
		国債 CAN 4 410601	130,000	14,365,691	
国債 CAN 3.5 451201	100,000	10,596,587			
国債 CAN 2.75 481201	60,000	5,648,240			
小計		900,000	97,536,743		
	時価構成比率：		2.12%		



銘柄			券面金額	貸借対照表 計上額	
外国債券	売買目的 有価証券	<ユーロ...オーストリア>	ユーロ	円	
		国債 RAGB 1.75 231020	50,000	7,019,758	
		国債 RAGB 1.2 251020	110,000	15,128,180	
		国債 RAGB 4.85 260315	70,000	11,994,192	
		国債 RAGB 6.25 270715	180,000	34,611,015	
		国債 RAGB 2.4 340523	90,000	13,985,533	
		国債 RAGB 4.15 370315	20,000	3,911,219	
		国債 RAGB 1.5 470220	50,000	6,743,415	
		小計		570,000	93,393,312
			時価構成比率：		2.03%
		<ユーロ...ベルギー>	ユーロ	円	
		国債 BGB 3.75 200928	100,000	13,844,149	
		国債 BGB 4 220328	150,000	22,062,355	
		国債 BGB 2.25 230622	20,000	2,849,905	
		国債 BGB 0.8 250622	30,000	3,985,125	
		国債 BGB 0.8 270622	50,000	6,539,417	
		国債 BGB 5.5 280328	40,000	7,392,037	
		国債 BGB 1.25 330422	100,000	13,021,546	
		国債 BGB 3 340622	140,000	22,386,879	
		国債 BGB 1.9 380622	140,000	19,389,942	
		国債 BGB 4.25 410328	40,000	7,803,436	
		国債 BGB 3.75 450622	100,000	18,707,788	
		国債 BGB 1.6 470622	130,000	16,354,202	
		小計		1,040,000	154,336,781
			時価構成比率：		3.35%
		<ユーロ...ドイツ>	ユーロ	円	
		国債 DBR 2.25 210904	10,000	1,384,132	
		国債 DBR 1 240815	100,000	13,731,169	
		国債 DBR 0.5 260215	30,000	4,004,906	
		国債 GERMANY 5.625%280104	60,000	11,536,542	
		国債 DBR 0.5 280215	70,000	9,255,348	
		国債 DBR 6.25 300104	150,000	31,839,743	
		国債 DBR 5.5 310104	210,000	43,458,456	
国債 DBR 4.75 340704	160,000	33,603,121			
国債 DBR 4.25 390704	240,000	52,065,208			
国債 DBR 4.75 400704	380,000	88,787,022			
国債 DBR 3.25 420704	300,000	59,593,721			
国債 DBR 2.5 440704	100,000	17,938,140			
国債 DBR 2.5 460815	380,000	69,192,571			
小計		2,190,000	436,390,079		
	時価構成比率：		9.47%		
<ユーロ...フィンランド>	ユーロ	円			
国債 RFGB 2.625 420704	240,000	41,519,923			
小計		240,000	41,519,923		
	時価構成比率：		0.90%		

銘柄			券面金額	貸借対照表 計上額	
外国債券	売買目的 有価証券	<ユーロ...フランス>	ユーロ	円	
		国債 FRTR 3.75 191025	310,000	41,352,315	
		国債 FRTR 3.5 200425	190,000	25,784,662	
		国債 FRTR 2.5 201025	50,000	6,793,671	
		国債 FRTR 3.75 210425	270,000	38,165,238	
		国債 FRTR 3.25 211025	60,000	8,522,823	
		国債 FRTR 3 220425	20,000	2,859,116	
		国債 FRTR 2.25 221025	60,000	8,452,468	
		国債 FRTR 1.75 230525	100,000	13,929,725	
		国債 FRTR 4.25 231025	50,000	7,784,200	
		国債 FRTR 2.25 240525	150,000	21,627,430	
		国債 FRTR 1.75 241125	110,000	15,514,939	
		国債 FRTR 0.5 250525	60,000	7,868,431	
		国債 FRTR 6 251025	40,000	7,169,302	
		国債 FRTR 3.5 260425	200,000	31,762,752	
		国債 FRTR 2.75 271025	40,000	6,148,267	
		国債 FRTR 5.5 290425	380,000	72,546,066	
		国債 FRTR 2.5 300525	200,000	30,821,900	
		国債 FRTR 1.5 310525	170,000	23,368,662	
		国債 FRTR 5.75 321025	40,000	8,359,156	
		国債 FRTR 4.75 350425	380,000	75,780,093	
		国債 FRTR 1.25 360525	380,000	48,890,886	
		国債 FRTR 4 381025	250,000	47,755,405	
		国債 FRTR 1.75 390625	140,000	19,390,661	
		国債 FRTR 3.25 450525	30,000	5,339,211	
		国債 FRTR 2 480525	360,000	50,769,269	
		小計		4,040,000	626,756,648
			時価構成比率：		13.60%
			<ユーロ...アイルランド>	ユーロ	円
		国債	IRISH 2 450218	250,000	34,028,766
		小計		250,000	34,028,766
			時価構成比率：		0.74%
			<ユーロ...オランダ>	ユーロ	円
		国債	NETHER 3.75 230115	110,000	16,529,304
		国債	NETHER 2.5 330115	210,000	33,821,058
		国債	NETHER 4 370115	210,000	41,904,546
		国債	NETHER 2.75 470115	230,000	43,132,534
		小計		760,000	135,387,442
			時価構成比率：		2.94%
			<ユーロ...スペイン>	ユーロ	円
		国債	SPGB 0.45 221031	140,000	18,177,980
		国債	SPGB 4.4 231031	50,000	7,646,386
		国債	SPGB 1.6 250430	140,000	18,909,814
		国債	SPGB 5.9 260730	50,000	8,691,576

		銘柄	券面金額	貸借対照表 計上額		
外国債券	売買目的 有価証券	国債	SPGB 1.45 271031	120,000	15,584,211	
		国債	SPGB 1.4 280430	70,000	9,017,831	
		国債	SPGB 5.15 281031	140,000	24,105,348	
		国債	SPGB 5.75 320730	350,000	66,385,978	
		国債	SPGB 2.35 330730	90,000	12,111,541	
		国債	SPGB 4.2 370131	150,000	25,322,492	
		国債	SPGB 4.7 410730	330,000	59,841,766	
		国債	SPGB 5.15 441031	450,000	87,184,881	
		国債	SPGB 2.7 481031	40,000	5,213,800	
		小計		2,120,000	358,193,604	
				時価構成比率：	7.77%	
				<英ポンド...英国>	英ポンド	円
		国債	UKT 1.75 190722	20,000	2,850,021	
		国債	UKT 3.75 190907	20,000	2,895,067	
		国債	UKT 3.75 200907	40,000	5,964,598	
		国債	UKT 3.75 210907	40,000	6,134,418	
		国債	UKT 4 220307	45,000	7,044,681	
		国債	UKT 2.25 230907	50,000	7,560,080	
		国債	UKT 5 250307	80,000	14,169,304	
		国債	UKT 4.25 271207	60,000	10,836,181	
		国債	UKT 6 281207	60,000	12,394,630	
		国債	UKT 4.75 301207	90,000	17,687,989	
		国債	UKT 4.25 320607	80,000	15,407,819	
		国債	UKT 4.5 340907	90,000	18,220,553	
		国債	UKT 4.25 360307	85,000	17,030,212	
		国債	UKT 4.75 381207	60,000	13,150,157	
		国債	UKT 4.25 390907	40,000	8,326,224	
		国債	UKT 4.25 401207	60,000	12,648,171	
		国債	UKT 4.5 421207	90,000	19,983,873	
		国債	UKT 3.25 440122	90,000	16,862,388	
		国債	UKT 4.25 461207	100,000	22,323,217	
		国債	UKT 4.25 491207	125,000	28,889,661	
		国債	UKT 3.75 520722	130,000	28,666,839	
国債	UKT 4.25 551207	100,000	24,800,586			
国債	UKT 1.75 570722	40,000	5,988,154			
小計		1,595,000	319,834,823			
		時価構成比率：	6.94%			
		<米ドル...米国>	米ドル	円		
国債	T 7.875 210215	230,000	28,800,146			
国債	T 7.25 220815	190,000	24,838,741			
国債	T 6.25 230815	290,000	37,809,375			
国債	T 7.5 241115	553,000	78,688,036			
国債	T 6.875 250815	500,000	70,524,234			
国債	T 6 260215	520,000	71,036,528			

		銘柄	券面金額	貸借対照表 計上額
外国債券	売買目的 有価証券	国債 T 6.125 271115	560,000	79,496,258
		国債 T 5.25 281115	580,000	78,872,132
		国債 T 5.25 290215	560,000	76,426,733
		国債 T 6.25 300515	580,000	86,881,443
		国債 T 5.375 310215	1,740,000	246,407,261
		国債 T 4.5 360215	1,790,000	245,145,769
		国債 T 4.75 370215	540,000	76,442,621
		国債 T 5 370515	60,000	8,748,358
		国債 T 4.375 380215	400,000	54,428,115
		国債 T 4.5 380515	200,000	27,639,498
		国債 T 3.5 390215	410,000	49,759,746
		国債 T 4.25 390515	110,000	14,752,187
		国債 T 4.5 390815	30,000	4,150,690
		国債 T 4.625 400215	50,000	7,035,653
		国債 T 4.375 400515	200,000	27,277,608
		国債 T 3.875 400815	350,000	44,618,714
		国債 T 3.75 410815	280,000	35,059,812
		国債 T 3.125 411115	290,000	32,948,498
		国債 T 3.125 420215	80,000	9,077,236
		国債 T 3 420515	310,000	34,386,257
		国債 T 2.75 420815	40,000	4,240,986
		国債 T 2.75 421115	150,000	15,891,784
		国債 T 3.125 430215	430,000	48,604,172
		国債 T 2.875 430515	150,000	16,233,371
		国債 T 3.625 440215	290,000	35,623,388
		国債 T 3.125 440815	210,000	23,736,921
		国債 T 3 441115	80,000	8,834,329
		国債 T 3 450515	440,000	48,592,698
		国債 T 2.875 450815	110,000	11,847,189
		国債 T 2.5 460215	540,000	53,921,647
		国債 T 2.75 471115	570,000	59,679,390
		国債 T 3 480215	300,000	33,028,114
		国債 T 3.125 480515	250,000	28,196,453
		国債 T 1.375 181231	140,000	15,808,550
		国債 T 2.75 190215	300,000	33,911,211
		国債 T 3.125 190515	220,000	24,916,768
		国債 T 3.625 190815	60,000	6,824,610
		国債 T 3.625 200215	120,000	13,693,176
		国債 T 1.625 200630	50,000	5,552,790
		国債 T 2.625 200815	100,000	11,273,727
国債 T 2.125 200831	100,000	11,178,841		
国債 T 2 200930	90,000	10,037,125		
国債 T 1.75 201031	60,000	6,654,875		
国債 T 2.625 201115	70,000	7,891,300		
国債 T 3.125 210515	110,000	12,549,651		
国債 T 2.125 210815	180,000	20,019,437		
国債 T 2 211031	60,000	6,641,635		
国債 T 2 220215	260,000	28,725,341		

銘柄			券面金額	貸借対照表 計上額	
外国債券	売買目的 有価証券	国債	T 2.125 220630	90,000	9,959,275
		国債	T 2 230215	60,000	6,583,909
		国債	T 1.75 230515	110,000	11,922,920
		国債	T 2.75 231115	130,000	14,701,170
		国債	T 2.125 250515	60,000	6,521,418
		国債	T 1.625 260215	60,000	6,267,741
		小計		17,393,000	2,211,317,561
			時価構成比率：		47.99%
		総計		32,228,000	4,607,768,914
	時価構成比率：		100.00%		

## 第2 【証券事務の概要】

### 1 受益者の変更

当信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。

### 2 受益者に対する特典

ございません。

### 3 受益権の譲渡・質入

当信託の受益権は、当行の承諾がなければ譲渡または質入することができません。

当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者が当信託の信託約款に同意することを条件とします。

### 4 受益者への報告事項

以下に掲げる書面について、受益者へ手交または郵送等によりお渡しします。

- (1) 信託設定の内容(信託金の額および受益権の口数を含む)に関する書面
- (2) 解約(全部解約による信託終了時の場合を含む)に関する書面
- (3) 収益金の分配または収益金の追加設定に関する書面
- (4) 信託財産の状況を記載した書面
- (5) 信託財産と当行の銀行勘定、当信託の信託業務の委託先、利害関係人、または他の信託財産との取引の状況を記載した書面

### 第3 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

#### 1 【受託者の状況】

##### (1) 【受託者の概況】

資本金の額(平成30年9月末日現在)

資本金	247,369 百万円
発行する株式の総数	15,854,803,547 株
発行済株式の総数	8,870,501,392 株

過去5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

受託者の機構

##### (a) 会社の機関内容(平成30年6月25日現在)

当行は「みずほフィナンシャルグループ」(以下、「当グループ」という場合があります)の一員であり、当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、銀行・信託・証券・アセットマネジメント・リサーチ&コンサルティングにわたるグループ横断的なビジネス戦略推進単位ごとに、持株会社が戦略・施策や業務計画の策定を行うことで、お客さまニーズへの適応力強化を一段と進め、企業価値の極大化に取り組んでおります。

当行は平成29年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

社外取締役が過半を占める監査等委員会が、取締役の職務執行に係る監査を行うとともに、各監査等委員が取締役会の決議において議決権を行使することで、経営に対するモニタリング機能を強化し、監査・監督の実効性を向上させます。また、個別の業務執行に係る決定権限を、取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任することで、意思決定の迅速化を図るとともに、特に重要性の高い事項について取締役会の審議の充実を図っております。

##### <取締役及び取締役会>

当行の取締役会は、13名の取締役に構成され、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行の監督を主な役割としております。

当行は、取締役会の監督機能強化のため、コーポレート・ガバナンス等の専門的知見や経験が豊富な社外取締役5名を招聘しております。当該社外取締役は、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営から独立した立場で必要な助言を適宜行っており、当行取締役会の意思決定機能や経営の監督機能の向上が図れております。

##### <監査等委員会>

当行は監査等委員会制度を採用しており、監査等委員である取締役5名のうち3名は社外取締役であります。監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、当行及び当行子会社の内部統制システムの構築及び運用の状況の監視及び検証、監査報告の作成を行っております。

## <業務執行>

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

業務執行においては、社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、当行の業務執行全般を統括しております。なお、社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、取締役会で決議することを要する事項等、業務執行に関する重要な事項を審議しております。

### (b)運用の意思決定機構

#### 1) 運用方針、リスク管理の運営要領等の策定

当行の業務執行機関の一環として設置される経営政策委員会の規程に基づき、信託商品の運用管理に関する会議を開催し、信託財産運用に係る重要な方針として、運用方針の制改定について審議・決定します。

また、信託財産運用に係るリスク管理の詳細を定めた運営要領の制改定について審議・決定します。

#### 2) 運用執行

運用所管部は、信託約款、及び運用商品の運用管理に関する会議において決定した運用方針等に基づき信託財産を運用します。なお、アセットマネジメントOne株式会社との投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用にかかる業務の一部（有価証券の売買や余裕金運用の指図等）を委託しております。また、アセットマネジメントOne株式会社との投資顧問契約に基づき、マザーファンドの投資対象国の選定等に関して助言を受けております。当該業務委託先に対しては、運用所管部が運営体制のモニタリング等の管理を行います。

また、リスク管理の詳細を定めた運営要領等に従い、各種リスク指標を計測し、計測結果をリスク管理所管部へ報告します。運用において問題が生じた場合には、リスク管理所管部に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。

#### 3) リスクモニタリング

運用部門から独立したリスク管理所管部は、運用方針・法令等の遵守状況及び運用状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部および運用業務の委託先に改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、問題点の原因分析に基づいて、運用所管部および運用業務の委託先を管理・指導します。取締役会等は、運用所管部・リスク管理所管部からの報告に基づき、運用及びリスク管理に必要な重要事項について審議します。また適正な運用管理体制の整備・確立に向けた方針を決定します。

上記体制は、平成31年3月8日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。



## (2) 【事業の内容及び営業の概況】

当行は、個人・事業法人・金融法人・公共法人を主要なお客さまとし、信託業務を中心に、銀行業務その他金融サービスをご提供しております。

当行が受託する信託財産は以下の通りです。

科 目	平成30年9月30日
	金額（百万円）
金銭信託	21,969,562
年金信託	3,518,584
財産形成給付信託	4,236
投資信託	17,198,385
金銭信託以外の金銭の信託	1,731,824
有価証券の信託	12,037,423
金銭債権の信託	3,662,079
土地及びその定着物の信託	427,857
包括信託	12,936,095
その他の信託	5,335
合計	73,491,384

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

(3) 【経理の状況】

【受託者が提出した書類】

(a) 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第148期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)  
平成30年6月25日 関東財務局長に提出

(b) 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第149期中(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)  
平成30年11月28日 関東財務局長に提出

(c) 【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項はありません。

(4) 【利害関係人との取引制限】

受託者は、「信託法」、「信託業法」及び「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の定めるところにより、自己又はその利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその利害関係人（株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者として政令で定めるものをいう。において同じ。）と信託財産との間における取引（当該取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがあり、又は当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面若しくは電磁的方法による受益者の承認を得た場合（当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。）であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除く。及びにおいて同じ。）

の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引

第三者との間において信託財産のためにする取引であって、自己が当該第三者の代理人となっても

通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引（信託財産に係る受益者に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除く。）

## (5) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【委託者の状況】

### (1) 【会社の場合】

#### 【会社の概況】

該当事項はありません。

#### 【事業の内容及び営業の概況】

該当事項はありません。

#### 【経理の状況】

該当事項はありません。

#### 【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

#### 【その他】

該当事項はありません。

### (2) 【会社以外の団体の場合】

#### 【団体の沿革】

該当事項はありません。

#### 【団体の目的及び事業の内容】

該当事項はありません。

#### 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

該当事項はありません。

#### 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

該当事項はありません。

### (3) 【個人の場合】

#### 【生年月日】

該当事項はありません。

#### 【本籍地】

該当事項はありません。

#### 【職歴】

該当事項はありません。

#### 【破産手続開始の決定の有無】

該当事項はありません。

### 3 【その他関係法人の概況】

#### (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称	資本金の額(単位：百万円) (平成30年10月1日現在)	事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。
アセットマネジメントOne株式会社	2,000	金融商品取引法に定める投資運用業務を営んでいます。

#### (2) 【関係業務の概要】

資産管理サービス信託銀行株式会社

受託者との間の事務委任契約に基づき、主に以下に掲げる当信託に関する信託事務を行います。

- (a) 当信託の運用(マザーファンド信託受益権の売買や余裕金の運用等)の執行
- (b) 当信託の組入資産の保管等
- (c) 当信託の基準価額の算出・報告
- (d) 当信託にかかる経理・計算事務

アセットマネジメントOne株式会社

当信託に組み入れているマザーファンドにおける運用の一部（有価証券の売買や余裕金運用の指図等）を行います。また、投資対象国の選定等について受託者へ助言を行います。

#### (3) 【資本関係】

届出会社と関係法人間の資本関係

該当事項はありません。

届出会社の主要株主(株式会社みずほフィナンシャルグループ)と関係法人間の資本関係

届出会社の主要株主は、資産管理サービス信託銀行の完全親会社であるJTCホールディングスの株式27%、アセットマネジメントOne株式会社の株式70%（株主議決権保有割合は51%）を保有しています。

(平成30年10月1日現在)

#### (4) 【役員の兼職関係】

資産管理サービス信託銀行株式会社

下記の者は届出会社の役員を兼務しております。(平成30年10月1日現在)

取締役 金 丸 昌 雄(みずほ信託銀行 常務執行役員)

監査役 門 口 正 人(みずほ信託銀行 取締役)

アセットマネジメントOne株式会社

該当事項はありません。

#### (5) 【その他】

該当事項はありません。

## 第4 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成30年6月26日 臨時報告書

平成30年9月10日 有価証券報告書( )

( ) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第7条第4項の規定により、平成30年3月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

平成30年9月26日 臨時報告書

- ・ 本書に記載されている運用管理体制・リスク管理体制は、平成31年3月8日現在におけるものであり、今後組織変更等により変更になることがあります。
- ・ 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、当信託の基本的性格を記載する他、募集事項等記載書面および有価証券報告書の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の巻頭に記載することがあります。
- ・ 目論見書に用語解説等を掲載することがあります。
- ・ 目論見書に当信託およびマザーファンドの約款を添付します。なお、目論見書の記載項目のうち約款と内容が重複する項目については、概略のみを記載し、約款を参照すべき旨を併せて記載することで、募集事項等記載書面および有価証券報告書の内容の記載に代えることがあります。
- ・ 募集事項等記載書面および有価証券報告書の内容のうち目論見書に記載すべき事項について、投資者の理解を助けるため、各所に図表等を加えることがあります。
- ・ 目論見書に当行の行名をロゴ・マークにより表示する場合、当行の属する企業グループのロゴ・マークとして、図案を併せて表示する場合があります。
- ・ 当信託の募集事項等記載書面および有価証券報告書はEDINET(Electronic Disclosure for Investors' Network)を通じて提出している旨および目論見書の記載事項はEDINETで入手可能な旨を記載することがあります。
- ・ 本商品は通帳および証書の発行はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成31年2月22日

みずほ信託銀行株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加 藤 信 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「信託財産の経理状況」に掲げられている基準価額型金銭信託(外貨建公社債運用型)の平成30年6月12日から平成30年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、基準価額型金銭信託(外貨建公社債運用型)の平成30年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

みずほ信託銀行株式会社及び基準価額型金銭信託(外貨建公社債運用型)と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。